

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線・放射性物質 対策等に関する要望

3月11日に発生した東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故については、未だ事故自体が終息に至っておらず、すでに放出されてしまった大量の放射性物質に対して、住民の安心安全を確保するために、どのように対処していくのか、また大きな影響を受けた農林水産業、観光業等をどう立て直していくのかということが、首都圏でも深刻な問題となっている。

今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故については、国策として原子力政策を展開している中で発生したものであり、その対処方針は国が責任を持つべきものであるが、事故から半年以上が経過する現在に至っても国は明確な方向性を示していない。既に放射性物質が広範囲に拡散している状況において、地方自治体では、空間放射線量測定、食材の放射能濃度測定等の住民の不安払拭のための対応を進めるとともに、ごみ処理施設及び上・下水道施設において発生する焼却灰・汚泥等の処分や、学校や公園等における除染、出荷停止された農産物の廃棄などの問題に対し、緊急避難的な措置を講じ、住民の安心安全を確保するために全力を挙げているところである。更には、事業者や地域住民等においても、専門的な知識を必要とする放射性物質のリスクに関する正確な情報や明確な安全対策が示されない中で、安心安全を確保するため、除染などの努力を続けているところである。

しかし、放射性物質は、一時的に除染や廃棄などを行っても消滅するものではなく、単に放射性物質が集積または移動するだけであり、根本的な解決につながるものではない。こうした状況が長引くことで、特に放射線への感受性が強いとされる子どもたちをはじめ、住民の健康被害が生じる可能性が否定できず、また、農林水産業、観光業等においても、引き続き大きな影響を受けることが懸念される。

についてはこのような状況を踏まえ、下記の事項について、早急に国において特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 現在の状況は、国策として展開した原子力発電所から広範囲に拡散した放射性物質が原因であり、焼却灰、汚泥、土壌、農産物などに混入した放射性物質を住民の生活空間から除去し、回収し、保管するという一連の対応について、政府の責任において具体的な方針を定め、緊急避難的な措置を迫られている都道府県及び市町村、また事業者や地域住民等に対し、実現性のある手法を早急に示すこと。
- 被災地の復興支援のためのがれきの処理については、国が責任をもって基準を定め、明確に説明すること。
- さらに、以下の具体的な項目についても、早急に特段の措置を講ずること。
 - 1 地域的又は局所的高線量対策（ホットスポット等）
 - 2 ストロンチウム等放射性物質のモニタリングの強化と評価体制の構築
 - 3 健康影響評価を踏まえた食品に関する規制値の早期明確化
 - 4 学校・保育所給食食材を含む流通食品の安全確保に向けた対策
 - 5 下水汚泥・ごみ処理施設において発生する焼却灰・浄水発生土・樹木等廃棄物・除染後の土砂等の安全な処理方策等
 - 6 放射線に関する現状分析結果の速やかな情報発信と研究の促進
 - 7 低線量被ばくの長期的な子どもへの影響に関する調査等の実施
 - 8 自治体による広報・普及啓発・リスクコミュニケーションの支援
 - 9 上記を含む対策費用及び放射線量・放射能測定・清掃除去・廃棄物管理処分等に要する費用は国が責任を持って対応すること

平成23年11月24日

| | |
|-----------------|----------|
| 内閣総理大臣 | 野田 佳彦 様 |
| 文部科学大臣 | 中川 正春 様 |
| 厚生労働大臣 | 小宮山 洋子 様 |
| 農林水産大臣 | 鹿野 道彦 様 |
| 経済産業大臣 | |
| 内閣府特命担当大臣 | |
| 原子力経済被害担当 | 枝野 幸男 様 |
| 国土交通大臣 | |
| 海洋政策担当 | 前田 武司 様 |
| 環境大臣 | |
| 原発事故の収束及び再発防止担当 | |
| 内閣府特命担当大臣 | 細野 豪志 様 |

九都県市首脳会議

| | |
|---------|--------|
| 座長 川崎市長 | 阿部 孝夫 |
| 埼玉県知事 | 上田 清司 |
| 千葉県知事 | 森田 健作 |
| 東京都知事 | 石原 慎太郎 |
| 神奈川県知事 | 黒岩 祐治 |
| 横浜市長 | 林 文子 |
| 千葉市長 | 熊谷 俊人 |
| さいたま市長 | 清水 勇人 |
| 相模原市長 | 加山 俊夫 |